

任期付職員（ボランティア連携担当企画官）の募集について

内閣官房防災庁設置準備室では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1 採用予定官職

内閣事務官（内閣官房副長官補付企画官）

（防災庁設置後の官職（予定））

防災事務官（参事官（ボランティア連携担当）付企画官）

2 募集人員

1 名

3 職務内容

人命最優先の「防災立国」を早急に実現し、国民の生命・身体・財産を災害から守り抜くため、防災業務の企画立案機能を抜本的に強化し、平時から不断に万全の備えを行う、「本気の事前防災」に徹底的に取り組むとともに、大規模災害時には政府の災害対応の司令塔機能を担うことができる組織として、2026 年中に防災庁が設置される予定です。また、防災庁は、NPO／NGO、ボランティアを含む様々な関係者の力を結集した連携体制の構築に取り組むことが求められています。

このため、防災庁が上記の機能を十分に果たすことが可能となる体制整備の一環として、今後、その役割を担う管理職を募集します。

具体的には、防災庁における官民連携の担当管理職として、災害中間支援組織、被災者援護協力団体登録制度に係る企画立案、災害ボランティアの発掘・育成の促進、災害ボランティアに対する支援事業の企画立案等を担っていただきます。

また、発災時において各主体間における迅速な情報共有を含めた意思疎通や意思決定できるよう、災害時に備えた平時からの NPO／NGO、ボランティア等の様々な主体の「顔の見える関係」の構築に向けた業務を担っていただきます。

4 応募要件

以下の（１）から（３）までのすべてに該当する方

- （１）大学卒業以上の学歴又はこれと同程度以上の学力を有すると認められる者
- （２）民間企業等において、防災をはじめとする国民生活に関する分野において、4 年以上業務に従事し、各種関係主体との連携、調整等の経験を有すること
- （３）任期の始期から終期にわたり、継続して勤務が可能な者

ただし、以下に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

(ア) 日本国籍を有しない者

(イ) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員になることができない者

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又その刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(ウ) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用します。

6 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給します。

7 身分・服務

一般職国家公務員、国家公務員法適用

8 雇用期間

令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 0 月 3 0 日まで（予定）

※ 現在の職務状況や防災庁の設置の状況等を踏まえ、採用日、退職予定日等については相談に応じます。

※ 双方の合意を前提として、採用日から通算 5 年を超えない範囲で任期を更新する場合があります。

9 勤務時間・休暇

原則として、午前 9 時 3 0 分から午後 6 時 1 5 分（昼休み 1 時間を含む。土、日、祝日及び年末・年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日）は除く。業務の都合により超過勤務が生じる場合があります。）

年次有給休暇 2 0 日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。2 0 日を限度に翌年に繰越可。）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇あり。

10 勤務地

東京都港区赤坂 2-4-6 赤坂グリーンクロス 18 階

※ 任期中に、中央合同庁舎 8 号館（東京都千代田区永田町 1-6-1）に変更になる可能性があります。

11 応募方法

（１）提出書類

ア 履歴書（市販のもので可。6 か月以内に撮影した顔写真添付、日中確実に連絡が取れる連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記載）

イ 志望理由（A 4 横書き、1,000 字程度）

ウ 職務経歴書（これまで従事したことがある職種の期間、勤務先、職種、詳細な業務内容を具体的に記載したもの）

エ 応募資格を満たすことを証明できるものの写し（卒業証書、認定証等） 1 通（学歴証明については、最終学歴のもので差し支えない。証明内容が複数ある場合は各 1 通とする。）

※ 応募書類の返却はいたしません（責任廃棄）。

（２）提出方法

郵送（封筒表面に朱書きで「任期付職員（ボランティア連携担当企画官）募集書類在中」と記載）

（３）提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-4-6 赤坂グリーンクロス 18 階
内閣官房防災庁設置準備室 任期付職員採用担当

（４）応募締切

令和 8 年 8 月 7 日（金）郵送必着（持ち込み不可）

12 選考方法

1 次選考 書類審査

2 次選考 面接

※ 書類審査の結果、面接を行うこととなった方にのみ、面接の日時・場所等のご連絡をします。

※ 応募状況に応じて、募集期間中に面接を行うことがあります。

13 その他

（１）応募の秘密については、厳守致します。

（２）最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。

（３）採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

（４）採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得手続きをお願いします。

14 問い合わせ先

内閣官房防災庁設置準備室 任期付職員採用担当

担当：安藤、塚本、古関

電話：０３－５７９７－７９４０